

半田市使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十六日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第十号

半田市使用料条例の一部を改正する条例

半田市使用料条例（昭和三十九年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表中

学校施設					
冷暖房設備	会議室	一時間	一〇〇円	//	石油ストーブ及び扇風機による冷暖房を除く。
	コンピュータ教室 その他特別教室（図書館は除く。）	一時間	三一〇円 一〇〇円		
一時間					
一〇〇円					
//					

を

学校施設					
冷暖房設備	図書館を除く特別 教室	一時間	一〇〇円	//	石油ストーブ及 び扇風機による 冷暖房を除く。
	会議室	一時間	一〇〇円		
一時間					
一〇〇円					
//					

に、

半六庭園					
物品販売その他これに類する行為、又は、興行、集会、展示会その他これらに類する催し等のため仮設工作物を設ける場合	二五平方メートル 未満	一日につき	二、〇三〇円	利用の許可を受けたとき	一 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。
興行、集会、展示会その他これらに類する催し等のために、半六庭園の全部又は一部を独占して利用する場合	一平方メートル 以上	一日につき	八二円	利用の許可を受けたとき	二 興行等で利用する場合において、営利宣伝等以外の目的で入場料又はこれに類する金銭を徴収するときは、上記金額の二倍の額、営利宣伝等を目的として使用するときは、上記金額の五倍の額とする。
施設を設ける場合	一平方メートル 以下	一日につき	四二円	施設を設け、又は管理する許可を受けたとき	使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。
施設を管理する場合	六、九〇〇円	一年につき	四、三九〇円	施設を設け、又は管理する許可を受けたとき	使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。

半六 庭園					
物品販売その他これに類する行為、又は、興行、集会、展示会その他これらに類する催し等のため仮設工作物を設ける場合	二五平方メートル	一日につき	四〇円	利用の許可を受けたとき	一 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。
をする場合 一店舗につき	二五平方メートル	一平方メートルにつき	八〇円	興行、集会、展示会その他これらに類する催し等のために、半六庭園の全部又は一部を独占して利用する場合	二 興行等で利用する場合において、営利宣伝等以外の目的で入場料又はこれに類する金銭を徴収するときは、上記金額の二倍の額、営利宣伝等を目的として使用するとき、上記金額の五倍の額とする。
施設を設ける場合	一平方メートル	一日につき	二、八四〇円	施設を設け、又は管理する許可を受けたとき	使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。
施設を管理する場合	一平方メートルにつき	一日につき	四、六八〇円		

に改め、ヨットハウスの項を削る。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。